

申込書

JCRB 細胞バンク登録(JCRB1819:VeroE6/TMPRSS2)細胞資源の北米地域分譲等
(北米地域代理店業務等)の応募

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔(以下、「契約担当役」という。)が公募する「JCRB 細胞バンク登録(JCRB1819:VeroE6/TMPRSS2)細胞資源の北米地域分譲等(北米地域代理店業務等)」について、公募要領の記載を全て了承の上で応募します。また、当社(私)は、下記の事項について、事実と相違ないことを申し添えます。

記

1. 当社(私)は、現在、契約担当者から指名停止の措置を受けておりません。また、意思表示期限日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
2. 当社(私)は、直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会管掌のもの)、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がありません。
3. 当社(私)は、その他の公募に必要な資格を全て有しております。
4. 当社(私)は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項(法令違反や反社会勢力による不当介入等)が生じた場合には速やかに報告します。再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様に対応します。

この申込書に虚偽があった場合は、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。また、申立に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

以上

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

(この応募に関する照会先)

所属・部署：

氏 名：

電 話 番 号：

E - m a i l：

【添付書類】

- ・誓約書(別紙様式2)
- ・公募要領に記載している業務を履行するために必要な経費を全て計上した見積書
- ・応募企業の案内・概況を示す資料(会社概要等)
- ・当業務が履行可能であることを示す販売網、分譲業務計画書等の資料
- ・各地域ごと分譲1件あたりの配布手数料単価見積書及びその内訳書

誓約書

当社(私)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

なお、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

Ⓔ

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

※個人の場合は氏名欄に生年月日を付記すること。法人の場合は、役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料(様式適宜)を添付すること。

分譲業務委託契約書

1. 件名 JCRB細胞バンク登録（JCRB1819:VeroE6/TMPRSS2）細胞資源の
北米地域分譲等(北米地域代理店業務等)(単価契約)
2. 契約期間 自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日
3. 契約金額 本文（第6条第1項）および第2条第2項記載の単価に基づいて算定する

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲が乙に対し北米地域における乙の販売網を利用して、甲のJCRB1819:VeroE6/TMPRSS2細胞（以下「本細胞」という。）を分譲する業務を委託することについて、以下の通り契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（本分譲業務及び単価）

第2条 甲は、乙に対し、別紙1の「仕様書」に記載の内容に従い、以下の業務（以下「本分譲業務」という）を委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 本細胞の北米地域における分譲の受付、配送
- (2) 本細胞の北米地域における分譲に関する問合せ対応、売掛金の回収等
- (3) 本細胞の分譲に関する広告・宣伝活動
- (4) (1)から(3)の業務に付随する業務

2 本分譲業務に関わる本細胞の1細胞アンプル（バイアル）あたりの単価（本細胞単価）は、別紙2の「価格表」に記載の資料Aのとおりとする。

（分譲）

第3条 甲は、乙と提携して本細胞を有償で分譲する。

- 2 甲は、前項の分譲を実施するため、第三者からの分譲依頼に応じて本細胞を乙に引き渡す。
- 3 乙は、事前に甲に通知の上、本契約における乙の業務の全部又は一部を乙の関連会社（以下「委託先」という）に委託することができる。この場合、乙は、委託先に本契約で乙が負うのと同等の義務を課し、委託先の義務履行について責任を負う。
- 4 乙は、甲が乙に引き渡した本細胞のラベル形態、包装等の仕様を改変することなく本細胞を第三者に有償で分譲し、細胞単価、分譲手数料、輸送料、梱包料その他諸経費の回収を行う。ただし乙は、本細胞のラベル形態、包装等の仕様を改変しないことを条件に、本細胞を乙指定の外箱に梱包して第三者に納入することができる。
- 5 第三者からの分譲依頼は、原則として、甲のホームページで受け付けるものとする。

（分譲地域）

第4条 本細胞の分譲地域は、北米地域（カナダを除く）とする。なお、北米地域における本細胞の分譲は、乙を唯一の窓口とし、北米地域の第三者より甲に直接本細胞の分譲依頼があった場合でも、甲は、本契約に基づき、乙を通して当該第三者に本細胞を分譲するものとする。

（本細胞の規格等）

第5条 甲が作成する本細胞の試験規格、包装形態及び表示に関する規格（以下「本規格」という。）は、甲乙が別途協議の上、決定する。

2 乙が分譲する本細胞に関する関連情報は、甲が運営するウェブサイト「JCRB 細胞バンク」において公表するものとする。

（分譲に関する手数料）

第6条 本細胞を第三者に分譲する手数料（以下「分譲手数料」という。）は、 円（消費税および地方消費税別途）とする。

2 第2条に規定する細胞単価、分譲手数料、輸送料、梱包料その他諸経費の合計額は、別紙2資料Bのとおりとし、当該価格を甲のホームページに掲載するものとする。

3 乙は、別紙2資料Bのとおり、北米地域の顧客よりドル建てで、細胞単価、分譲手数料、輸送料、梱包料その他諸経費の合計額を回収するものとする。

4 別紙2資料Bの価格は、本契約締結時の為替レート及び消費税率に基づいて設定したものであるため、為替レート又は消費税率の変動により、別紙2資料Bの価格を改定する場合がある。

5 前項により、別紙2資料Bの価格が改定された場合、改定後の分譲依頼から改定後の価格を適用する。

（分譲依頼、引き渡し及び経費負担）

第7条 第三者から分譲依頼を受けた場合、甲及び乙は、次の各号のとおり対応するものとする。なお、当該第三者からの分譲依頼は、第3条において分譲可であった場合のみ確定する。

(1) 甲は、乙に対して予定分譲配布数量の細胞を予め引き渡し、乙はこれを適切に保管する。

(2) 甲又は乙のいずれかが第三者から分譲依頼を受けた場合、甲は、乙に対して、乙は、自らをして、甲に対して、遅滞なく種類、数量等の情報を通知する。

(3) 乙は、自らをして、本細胞を実際に使用する者の署名がされた書面を甲に送付する。

(4) 甲は、前号の書面をもって、当該第三者への本細胞の分譲の可否を判断し、その結果を乙に通知する。

(5) 分譲不可であった場合、乙は、自らをして、速やかに当該第三者に対し、分譲不可である旨を通知する。

(6) 分譲可の通知後、乙は、自らをして、可及的速やかに、第三者に本細胞をドライアイスとともに適切に梱包した上で引き渡すものとする。

2 甲から乙への引き渡しまでに要する送付費用その他の諸経費は、乙の負担とする。

3 乙は、甲から引き渡しを受けた本細胞につき遅滞なく甲の包装形態のまま数量、外観包装の検査を行い、甲から乙への引き渡しは当該検査の合格をもって完了とする。

4 乙は、分譲依頼の受理並びに甲から引き渡しを受けた本細胞の第三者への分譲及び細胞単価、分譲手数料、輸送料、梱包料その他諸経費の回収に要する経費を負担する。

5 甲は、本細胞に係る第三者からの分譲依頼数、問合せ件数等に応じ、適宜甲乙間で協議の上、乙関連会社に対し、本細胞を追加的に引き渡し、乙は、乙関連会社倉庫において、これを保管する。

6 契約が終了し、又は解除された時点で乙関連会社が本契約に基づいて保管している本細胞があるときは、甲及び乙は、当該本細胞の取扱いについて、協議するものとする。

(分譲依頼取り消し時の取扱い)

第8条 甲及び乙は、分譲依頼を行った第三者より当該分譲依頼の取消しの申し出を受けた場合、直ちに相手方にその旨を通知し、当該第三者からの分譲依頼を取り消すものとする。ただし、当該申し出が前条第1項に基づく分譲依頼確定後の場合、甲及び乙は、当該申し出を拒否するものとし、本契約に基づいて、本細胞の分譲を行うものとする。

(危険負担)

第9条 不可抗力等、甲乙いずれの責に帰することのできない事由により本細胞に滅失、毀損等の損失が発生した場合は、その損失の負担については甲乙が別途協議の上、決定する。

(契約不適合責任)

第10条 引き渡しを完了した本細胞につき、第7条第3項に基づき乙が行う検査により発見できない内部包装の不備、本規格との不適合、数量不足、品質の不良その他の本契約の内容に適合しないことが発見されたときは、乙は、遅滞なく甲にその内容を書面により連絡しなければならない。甲は、乙の請求により、本細胞について代替品納入等の対応を行う。

2 前項の規定により第三者への本細胞の代替品の納入が必要となった場合、甲乙協議のうえ決定した甲又は乙が当該第三者に本細胞の代替品を納入するものとする。なお、乙が代替品の納入を行う場合、当該代替品の納入に係る輸送料、梱包料等の諸経費の負担割合を甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、当該代替品に係る本細胞の代金は、甲の負担とする。

(送金)

第11条 乙は、甲から適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に、第2条の細胞単価に本細胞の分譲数を乗じた額に消費税及び地方消費税を乗じた額を甲の指定した口座に送金するものとする。

2 分譲した本細胞の代金回収が困難な場合については、原則、乙の責任と負担において前項の代金相当額を甲に送金するものとする。

(分譲促進)

第12条 甲及び乙は、協力して本細胞の分譲促進に努めるものとする。

2 本細胞のホームページ等の作成を乙が行う場合、甲は既存の関係資料を乙に無償で提供するものとし、乙の実施する、ダイレクトメール、掲載広告、学会展示その他分譲促進のための費用は、原則として乙が負担する。

3 乙は、前項の規定により甲から提供された関係資料について、同項に規定する目的以外に使用してはならない。

(情報交換)

第13条 甲及び乙は、相互に本細胞の分譲促進に必要な技術情報あるいは本細胞の使用に関して研究者が必要とする技術情報等を原則として無償で提供する。

2 甲及び乙は、前項の規定により提供された技術情報等を、同項に規定する目的以外に使用してはならない。

(苦情処理等)

第14条 本細胞の使用に関し苦情が発生した場合、乙は、甲に通知し原則として甲が対処する。

ただし、苦情の原因が乙の責に帰すべきときは、この限りではない。

- 2 本細胞の分譲若しくは使用が第三者の産業財産権を侵害し、又は侵害の恐れがある場合は、甲乙が別途協議の上、甲がその責任と負担において解決に当たるものとし、乙はこれに協力する。

(機密保持)

第 15 条 甲及び乙は、本契約に関連して相手方より開示、提供された、又は知り得た相手方の技術上、営業上の秘密事項を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、相手方から開示を受けた時点で既に知得していた事項、公知又は公用の事項、第三者から正当に入手した事項については、この限りではない。

- 2 前項の規定は、本契約終了後においても 5 年間有効に存続する。
- 3 第 1 項の定めにかかわらず、乙は、甲より開示、提供された、又は知り得た甲の秘密事項を委託先に開示、提供することができる。

(解約等)

第 16 条 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、何らの催告無しに、本契約の全部又は一部を解約することができるものとし、被った損害の賠償を請求することができる。

- 一 金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
 - 二 監督官庁から営業の取り消し、停止等の処分を受けたとき。
 - 三 第三者から仮差押、差押、仮処分、強制執行を受け、本契約の履行が困難と認められるとき。
 - 四 破産の申し立て、特別清算開始の申し立て、民事再生の申し立て及び会社更生手続き開始の申し立ての事実が生じたとき。
 - 五 解散の決議をしたとき。
- 2 甲及び乙は、相手方が本契約に違反したときは、相手方に対し書面をもって本契約の履行を催告し、催告後 60 日を経過しても本契約が履行されないときは、本契約の全部又は一部を解約し、被った損害の賠償を請求することができる。
 - 3 甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により本契約の履行が困難と認めたときは、相手方と協議の上、本契約の全部又は一部を解約することができるものとする。

(属性要件に基づく契約解除)

第 17 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 18 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為。
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為。
- 五 その他前各号に準ずる行為。

(表明確約)

第 19 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、本契約に関連して、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、委託先（再委託以降のすべての受託者を含む。）及び乙又は委託先が本契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。
- 3 甲は、本契約に基づき乙に分譲する本細胞が、輸出貿易管理令別表第 1 の 1 項から 1 5 項及び輸出貿易管理令別表第 2 に定める貨物のいずれにも該当しない事を確約する。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 20 条 甲は、第 17 条、第 18 条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第 17 条、第 18 条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 21 条 乙は、自ら又は本契約に関連する下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求文は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約期間)

第 22 条 本契約の有効期間は、本書頭書記載のとおりとする。ただし、本契約終了後においても、第 10 条、第 11 条及び第 14 条の規定は、有効に存続する。

- 2 本契約終了時点において第三者より分譲依頼を受けた本細胞が当該第三者に引き渡されていない場合、本契約の定めに従って甲及び乙が対応するものとする。

(再委託)

第 23 条 乙は、第 3 条第 3 項に定める場合を除き、本業務を自ら実施するものとし、甲の事前の書面による同意なくして、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による同意を得て、本業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、乙

は、本業務の品質保持、秘密保持および個人情報保護等、本契約に定められる乙の義務と同等の義務を当該第三者に負わせるとともに、その履行を甲に対し保証する。

(協議)

第 24 条 本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙誠意を持って協議の上、定める。

(裁判管轄)

第 25 条 本契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

契約締結の証として、本契約書正本 2 通を作成し、記名押印の上、甲乙各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目 6 番 8 号
契約担当役
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔

乙

資料

分譲手数料

	細胞種類	非営利団体	営利団体
一般細胞	general cells	24,000円	29,000円
ルシフェラーゼ発現細胞	luciferase-expressing cancer cells	30,000円	35,000円
マウスホモ変異体ES細胞	mouse homozygous mutant ES cells	30,000円	35,000円
不死化間葉系幹細胞	immortalized mesenchymal stem cell	24,000円	29,000円
遺伝子改変細胞	genetically-modified cells	30,000円	35,000円

分譲価格は、上記の表に配布手数料（輸送料、梱包料その他諸経費を含む）を加算した金額とする。

仕 様 書

1. 件 名

JCRB 細胞バンク登録（JCRB1819: VeroE6/TMPRSS2）細胞資源の北米地域分譲等
（北米地域代理店業務等）

2. 業務の概要

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「医薬健栄研」という。）が行
うJCRB細胞バンク登録（JCRB1819: VeroE6/TMPRSS2）細胞資源（以下「本細胞」という。）
の分譲等について「3. 業務内容」に規定する業務を行う。

※本細胞は新型コロナウイルスの分離・増殖をするために改良された細胞であるが、ア
リカミドリザル由来細胞のためワシントン条約規制対象となる細胞である。

3. 業務内容

次に掲げる業務及びこれらの業務に付随する業務を行うこと。

- （1） 本細胞の北米地域分譲を受け付け、配送を行うこと。
- （2） 本細胞の北米地域分譲に関する問い合わせ対応、売掛金の回収等を行うこと。
- （3） 本細胞の分譲に関する広告・宣伝活動を行うこと。
- （4） （1）から（3）までに掲げる業務のほか、本業務を行うために必要な業務を行
うこと。

4. 予定配布数

20件／年間

5. 作業、仕様

次に掲げる作業、仕様を満たすこと。

- （1）－1 北米地域における本細胞の分譲依頼者及び医薬健栄研に対する窓口業務
北米地域における本細胞の分譲依頼者からの所定の方法による分譲依頼の受付等を行
い、本細胞バンク事業を実施する医薬健栄研に、分譲依頼者・分譲依頼細胞名等の必要情
報の送付を行うこと。
- （1）－2 北米地域におけるJCRB細胞の分譲依頼者への本細胞の配送業務
北米地域における本細胞の分譲依頼者に本細胞を分譲（配送）する業務を行うこと。
※医薬健栄研は、本細胞を適切に梱包した上で、一年間の予定配布数の本細胞を契約
業者に引き渡すとともに、本細胞の北米地域への発送人として必要な輸出関連書
類を取りまとめるものとする。
- （2）－1 本業務に関する問い合わせ対応
本業務に関する問い合わせ（料金照会、納期確認等）及び医薬健栄研が行う細胞品質管
理に関する問い合わせ（細胞品質管理項目、検査精度確認等）に対して窓口を設置し、対
応を行うこと。

(2) - 2 売掛金の回収業務

本細胞の分譲依頼者から本細胞の分譲に関する費用の回収を行うこと。販売価格を設定し、販売価格は別紙2の細胞単価に分譲手数料、輸送料、梱包料その他諸経費を含んだ価格とする。

販売数量及び売掛金の回収額等の報告は月末締めとし、あらかじめ引き渡された本細胞から、分譲依頼を受け付け、配送を行った数を販売数量とする。

※医薬健栄研は別紙2の細胞単価に販売数量を乗じた額に消費税及び地方消費税額を乗じた額、契約業者に本細胞を引き渡した際の輸送料、梱包料を請求し、契約業者は適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うこと。

(3) 広告・宣伝活動

本業務に関する宣伝を行うため、ホームページコンテンツ等を作成し、広く本業務を行うための宣伝活動を行うこと。

(4) 業務の全部または一部を関連会社に協議の上委託することができる。

(5) その他

(1) から (4) までに掲げる業務のほか、両者で協議の上、本業務を行うために必要な業務を行うこと。

6. 契約期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

7. その他

契約業者を北米地域における本細胞の分譲の唯一窓口とし、北米地域の第三者より医薬健栄研に直接本細胞の分譲依頼があった場合でも、契約業者を通して当該第三者に本細胞を分譲するものとする。

本仕様書に記載のある事項及び記載の無い事項について疑義が生じた場合には、医薬健栄研、契約業者両者で協議の上、その決定に従うものとする。

別添

資料 A

単価

細胞種類		非営利団体	営利団体
遺伝子改変細胞 (JCRB1819:VeroE6/TMPRSS2)	genetically-modified cells (JCRB1819:VeroE6/TMPRSS2)	30,000 円	35,000 円

資料 B

北米販売価格 (USD)

細胞種類		非営利団体	営利団体
遺伝子改変細胞 (JCRB1819:VeroE6/TMPRSS2)	genetically-modified cells (JCRB1819:VeroE6/TMPRSS2)	\$900.00	\$950.00